

委託仕様書

1 委託業務名

カーボンニュートラル普及啓発運営業務

2 委託の目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、その必要性や取り組むメリットを、県内企業・団体等が十分に認識・理解するための普及・啓発用広報媒体を作成し、省エネ、エネルギー転換、再エネ導入等の促進を図る。

3 委託期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 委託事業の内容

(1) 福井県カーボンニュートラル推進企業表彰受賞企業紹介動画制作

令和5年度から令和7年度にかけて福井県が実施した「福井県カーボンニュートラル推進企業表彰」の受賞企業（別紙）を取材し、表彰を受けた取組みの詳細やその後の取組状況等を紹介する動画を作成する。なお、作成した動画は、委託期間中に別途実施するカーボンニュートラル普及啓発イベントにおいて一般参加者向けに上映することを想定している。

① 取材先

・県と協議の上、過去に表彰を受賞した企業を6社程度選定する。

② 動画の内容と形式

- ・動画の本数は3本程度とし、1本当たり2社程度が出演するものとする。
- ・動画コンテンツの内容および映像時間等は受託者の決定後、当該受託者の提案内容に基づき、福井県との協議の上で決定する。
- ・動画の形式はYouTubeで再生可能なサイズおよびファイル形式のものとする。

(2) メディア広報・PR業務

(1) で作成した動画を広報宣伝するために効果があるWeb広告（YouTube、Instagramなど）などを活用し、広く発信すること。その他に効果的と考えられる手法があれば企画提案に含めること。ターゲットは主として、企業の中で省エネ等の取組みについて、企画提案や意思決定に関わる層とする。

5 委託の条件

(1) 業務を実施するに当たり、第三者が権利を保有する素材（タレント等の著名人、キャラクター等）の活用も可とする。その際には、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い、出演料、利用料、スケジュール調整、交通手段の確保、その他付随する業務全般を受託者が実施すること。

(2) 本業務は、契約時に定めた契約金額を上限としてその範囲内で実施するものとする。本業務が終了した時点で、実施経費の精算を行い、福井県の確認を経た上で額を確定し、経費の請求を行うこと。

6 成果物

(1) 業務実績報告書

(2) 動画の電子データ（令和8年9月30日までに納品すること）

(3) その他、発注者と受注者が合意の上、成果物として提出を求めるもの

7 著作権等

- ・本業務によって発生した著作・制作物に係る著作権その他の知的財産権は、県に帰属するものとする。また、著作・制作物の著作者人格権については、将来にわたり行使しないこと。
- ・本業務の完了後、万が一著作権等に関する事故・問題が発生した場合は、受託者の責任において処理・解決すること。

8 留意事項

- ・委託仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、県と協議すること。
- ・委託事業の実施に当たっては、適宜、県との打合せの上、県の上承を得ること。